

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクー ルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
18	18	14	9	8	4	13	8	18	0	2	2	0	0	17	1	1
大分県	大分市	○	○		○	○	○	○						○		
大分県	別府市	○	○	○		○	○	○						○		
大分県	中津市	○	○		○	○		○						○		
大分県	日田市	○	○	○		○	○	○		○	入学準備金については、新入学予定の児童生徒をもつ家庭へ直接案内文書などを配布。			○		
大分県	佐伯市	○	○	○		○		○						○		
大分県	臼杵市	○					○	○						○		
大分県	津久見市	○				○		○						○		
大分県	竹田市			○		○		○						○		
大分県	杵築市	○	○		○	○	○	○						○		
大分県	宇佐市	○	○		○	○	○	○						○		
大分県	豊後大野市	○				○	○	○						○		
大分県	由布市			○		○		○						○		
大分県	国東市	○	○					○		○	小学校新入学予定児童の家庭に案内を直接配付			○		
大分県	豊後高田市					○		○						○		
大分県	姫島村	○		○				○						○		
大分県	日出町	○				○		○							○	申請締切を設定し、締切を過ぎた申請は随時受付
大分県	九重町			○			○	○						○		
大分県	玖珠町	○	○	○				○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
18	18	11	1	6	0	0	0	0	0	12	
大分県	大分市			○						年度当初に学校から全児童生徒あてに就学援助制度についてのパンフレットを配布し、申請から結果通知までの流れやよくある質問事項に対するの回答、決定者に対して支給される費目・金額・支給予定月を記載している。	
大分県	別府市	○									
大分県	中津市	○								チラシに所得基準額の目安額を記載し、また各費目の援助額や年間総援助額を記載している。	
大分県	日田市		○							援助の対象となる年間所得の目安額や主な援助費目の援助額を案内文書に記載	
大分県	佐伯市	○								ホームページやケーブルテレビ文字放送番組を用いて常に公表をしている、転入者には学校事務職員や児童手当担当職員等からも制度の説明をしている	
大分県	臼杵市	○								毎年度、5月頃に学校を通じて全ての保護者に案内を送付しており、案内の中には制度の概要や各費目の援助額等が分かる資料を添付して案内している。	
大分県	津久見市	○								社会福祉課と連携を取り、児童扶養手当、ひとり親などの情報を共有し、制度の説明等も手続時に説明し申請書も配布してもらっている。	
大分県	竹田市	○								各品目の援助額や年間総援助額を記載	
大分県	杵築市	○								なし	
大分県	宇佐市	○									
大分県	豊後大野市			○						就学援助の案内文書に各費目の援助額を記載している	
大分県	由布市	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載、転入者には学校から就学援助制度の説明	
大分県	国東市			○						転入者には、転校手続き時に、学校で必ず就学援助制度を説明している	
大分県	豊後高田市	○									
大分県	姫島村			○							
大分県	日出町			○						毎年、学校を通じて就学援助の書類を全員に配布	
大分県	九重町	○									
大分県	玖珠町			○							

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)				
18	18	17	0	1	0	0		17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	12	0	1	0	0	0	0
大分県	大分市	○						○											○						
大分県	別府市	○						○											○						
大分県	中津市	○						○											○						
大分県	日田市	○						○										○							
大分県	佐伯市	○						○											○						
大分県	臼杵市	○						○											○						
大分県	津久見市	○						○											○						
大分県	竹田市	○						○											○						
大分県	杵築市	○						○											○						
大分県	宇佐市	○						○							○										
大分県	豊後大野市	○						○										○							
大分県	由布市	○						○											○						
大分県	国東市	○						○											○						
大分県	豊後高田市	○						○											○						
大分県	姫島村			○																○					
大分県	日出町	○						○											○						
大分県	九重町	○						○										○							
大分県	玖珠町	○						○											○						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																							(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
																																(2) オの内容・補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他一(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他一(6)	係数(倍率)	係数(倍率)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
倍	倍																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	18	5	3	9	0	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。						
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)	(4)エの内容・補足事項		
18	18	7	8	8	8	2	1	4	0	0	18	
大分県	大分市		○	平成29		4					20%未満	
大分県	別府市		○	平成24		4					25%未満	
大分県	中津市		○	平成25		4					20%未満	
大分県	日田市		○	平成30		9					25%未満	
大分県	佐伯市		○	平成30	4～9						20%未満	
大分県	臼杵市	○						○			15%未満	
大分県	津久見市										15%未満	
大分県	竹田市	○						○			20%未満	
大分県	杵築市	○				○					25%未満	
大分県	宇佐市	○						○			25%未満	
大分県	豊後大野市	○				○					15%未満	
大分県	由布市	○					○				15%未満	
大分県	国東市		○	平成30		10					10%未満	
大分県	豊後高田市		○	平成30		10					25%未満	
大分県	姫島村										5%未満	
大分県	日出町										15%未満	
大分県	九重町		○	令和2		10					15%未満	
大分県	玖珠町	○						○			15%未満	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																											
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項			
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他				
18	18	18	0	0	0	1	1	1	17	17	1	18	0	0	0	1	1	1	17	17	1	5	2	2	0	3	3	3	0	0	0	18	7	7	0	11	11	11	0	0	1	16			
大分県	大分市	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	17,647				○	○		6,005									
大分県	別府市	○							○	11,630		○							○	51,060		○										○				○	21,890	13,762						校外活動費について、令和2年度はコロナウイルスの影響により実績無し。	
大分県	中津市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		25,060							○	○		14,278									校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績がありません。	
大分県	日田市	○				○		13,900	13,309		○				○	51,060	51,060															○			○	22,690	9,990								「校外活動費(宿泊を伴うもの)」「生徒会費」は支給実績なし。
大分県	佐伯市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	0					○			○	22,690	17,053							『通学用品費』は2～6年生にのみ支給(1年生には『新入学児童生徒学用品費』が支給されるため)。 通学費及び医療費については、該当者がいなかったため支給平均額が0円。
大分県	臼杵市	○							○	11,630		○							○	51,060		○										○			○	22,690	21,890								校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし
大分県	津久見市	○							○	13,900		○							○	51,060		○										○			○	22,690	18,871								校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし
大分県	竹田市	○							○	15,500		○							○	63,100		○										○			○	22,690	14,552								学用品費 1年13,230円 2～6年 15,500円 校外活動費 コロナ禍のため未実施 オンライン学習通信費 令和3年度から予算計上
大分県	杵築市	○							○	13,900		○							○	51,060		○	○		0							○			○	21,890	6,408								学用品費 1年生(通学用品費を含まない) 11,630円 2～6年生(通学用品費を含む) 13,900円 通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費 令和2年度支給実績なし
大分県	宇佐市	○							○	15,350		○							○	50,600		○										○			○	21,670	5,901								・学用品費は1年生13,100円、2～6年生15,350円。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費は実績なし。 ・学校給食費は現物給付だが、令和2年度は臨時休校中の給食費を特例で保護者に支給した(基本額:5520円)
大分県	豊後大野市	○							○	10,800		○							○	63,100		○										○	○		9,323									学校給食費は令和2年度の4月から8月までは保護者負担をなしとしたため、9月から3月までの8ヶ月分を支給。 医療費は該当なし。	
大分県	由布市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	48,000	0					○	○		9,612									通学費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
大分県	国東市	○							○	11,630	○	○							○	51,060	○											○				○	21,890	18,973			○				・新入学児童生徒学用品費等は、第1学年に支給(※当該年度の4月15日までに申請があった者に限る) ・通学用品費は、第1学年を除く。 ・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、転校、転入や長期休暇に伴い一定額支給していない家庭がある。 ・修学旅行費は、上限額を設定し、実績に応じて第6学年に支給、また、令和2年度は上記単価、令和3年度は、22,690円となっている。 ・医療費は、「平均支給額」10円で、実績なし。
大分県	豊後高田市	○							○	25,040 (1年生)、 27,310 (1年生以外)		○							○	63,100		○										○			○	21,890	15,600								
大分県	姫島村	○							○	15,500		○							○	50,600		○										○	○		0										新入学児童、修学旅行対象者はいなかったため
大分県	日出町	○							○	11,630		○							○	51,060		○										○	○		12,926									・通学用品費は第1学年は除く。 ・校外活動(宿泊を伴うもの)は令和2年度実施校なし。	
大分県	九重町	○							○	11,520		○							○	50,600		○										○				○	21,670	16,400							オンライン学習通信費については、1世帯当たりの金額 令和3年度支給開始予定のため、実績はありません。
大分県	玖珠町	○							○	11,630		○							○	51,060		○										○	○		16,673									医療費は実績なし 学校給食費は年額を記載 オンライン学習通信費は世帯への支給	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																												
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費								補足事項						
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額		令和3 年度単 価	その他				
18	18	18	0	0	0	1	1	1	17	17	1	18	0	0	0	1	1	1	17	17	1	5	2	2	0	3	3	3	0	0	0	18	7	7	0	11	11	11	0	0	0	17				
大分県	大分市	○							○	22,730		○							○	60,000		○					○	80,880	21,731				○	○		7,146									「校外活動費(宿泊を伴うもの)」について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった為、実績金額は0円である。	
大分県	別府市	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	0							修学旅行費、校外活動費について令和2年度はコロナウイルスの影響により実績無し。	
大分県	中津市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		94,093								○	○		19,000									校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績がありません。	
大分県	日田市	○					○	25,000	23,759			○				○	60,000	60,000															○				○	60,910	0							「修学旅行費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は支給実績なし 「通学用品費」は2、3年生にのみ支給。(1年生には「新入学児童生徒学用品費」が支給されるため)
大分県	佐伯市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0					○				○	60,910	30,480							通学費及び医療費については、該当者がいなかったため支給平均額が0円となっている。校外活動費(宿泊あり・なし)についても、コロナウイルスの影響により実施されなかったため0円となつて
大分県	臼杵市	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	17,667							校外活動費、医療費については、実績なし
大分県	津久見市	○							○	25,000		○							○	60,000													○				○	60,910	0							修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績なし
大分県	竹田市	○							○	27,310		○							○	79,500													○				○	75,000	20,312							学用品費 1年25,040円 2～6年 27,310円 オンライン学習通信費 令和3年度から予算計上
大分県	杵築市	○							○	25,000		○							○	60,000		○	○		150,420								○				○	60,910	15,877							学用品費 1年生(通学用品費を含まない) 22,730円 2～3年生(通学用品費を含む) 29,000円 学校給食費 1～2年生(3月分を含む) 52,800円 3年生(3月分を含まない) 48,000円 校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費 令和2年度支給実績なし
大分県	宇佐市	○							○	27,050		○							○	57,400													○				○	60,300	0							・学用品費は1年生24,800円、2～3年生27,050円。 ・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、生徒会費は実績なし。 ・学校給食費は現物給付だが、令和2年度は臨時休校中の給食費を特例で保護者に支給した(基本額:6160円)
大分県	豊後大野市	○							○	21,600		○							○	79,500													○	○		0										学校給食費は令和2年度の4月から8月までは保護者負担をなしとしたため、9月から3月までの8ヶ月分を支給。 修学旅行費、校外活動費(宿泊あり)、医療費は該当なし。
大分県	由布市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	48,000	44,000						○	○		13,137									校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費は実績なし。
大分県	国東市	○							○	32,730	○	○							○	60,000	○												○				○	60,910	19,188							・学用品費は、第2学年(義務教育学校は第8学年)が32,730円、第1学年及び第3学年(義務教育学校は第7学年及び第9学年)が22,730円を支給。第2学年(義務教育学校は第8学年)が、10,000円多いのは試験対策等にかかるテキスト代。 ・新入学児童生徒学用品費等は、第1学年(義務教育学校は第7学年)に支給(※当該年度の4月15日までに申請があった者に限る)している。 ・通学用品費は、第1学年を除く。 ・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、転校、転入や長期休暇に伴い一定額支給していない家庭がある。 ・修学旅行費は、上限額を設定し、実績に応じて第3学年(義務教育学校は第9学年)に支給(対象学年であっても、不参加の場合は未支給)している。 ・医療費は、「平均支給額」10円で、実績なし。
大分県	豊後高田市	○							○	25,040(1年生)、27,310(1年生以外)		○							○	79,500													○				○	60,910	46,000							
大分県	姫島村	○							○	27,310		○							○	57,400													○	○		0										新入学生徒、修学旅行対象者はいなかったため
大分県	日出町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○		0										・通学用品費は第1学年は除く。 ・修学旅行と校外活動は令和2年度実施校なし。 ・給食費の令和3年度単価は、中学3年生は38,800円。
大分県	九重町	○							○	22,510		○							○	57,400													○				○	60,300	0							修学旅行費、校外活動費、医療費については令和2年度対象事業なし
大分県	玖珠町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○		0										修学旅行費、校外活動費、医療費は実績なし 学校給食費は年額を記載 オンライン学習通信費は世帯への支給

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
18	18	0
大分県	大分市	
大分県	別府市	
大分県	中津市	
大分県	日田市	
大分県	佐伯市	
大分県	臼杵市	
大分県	津久見市	
大分県	竹田市	
大分県	杵築市	
大分県	宇佐市	
大分県	豊後大野市	
大分県	由布市	
大分県	国東市	
大分県	豊後高田市	
大分県	姫島村	
大分県	日出町	
大分県	九重町	
大分県	玖珠町	